

令和2年7月豪雨災害 に関する緊急要望

令和2年7月14日

全 国 町 村 会

令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望

7月3日からの梅雨前線の停滞及び線状降水帯の発生により、九州地方をはじめ西日本から東日本までの広範囲にわたり記録的な集中豪雨が続き、全国各地で甚大な人的・物的被害が発生しております。

熊本県を中心に各地で80名を超える死者・行方不明者等が発生し、土砂の崩落等により多数の集落・住宅が孤立するなど、懸命の救命救助活動、生活者支援活動が続いている。

国におかれましては、発災直後から関係府省一丸となって、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の大規模な広域派遣をはじめとする多方面の被災地支援活動を行っていただいている、心から感謝申し上げます。

被災地では、甚大な住家被害が発生し、電気・上下水道等のライフラインや道路・橋梁・鉄道等交通インフラ、電話等通信インフラの寸断により、多数の住民が不安を抱えながら不自由な避難生活を強いられております。

また、農林漁業や商工業・観光業など生産基盤や産業基盤の喪失は、住民の暮らしを困難にさせるのみならず、地域経済の存立そのものに深刻な影響が強く懸念されます。

加えて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大防止への厳しい状況が続く中、生活者支援や災害応急対応・災害復旧活動には、前例のない新たな課題への対応が求められます。

国におかれましては、このような被災町村の状況に鑑み、以下の項目について万全の措置を講じていただきますとともに、補正予算・予備費対応等につきましては、迅速・早期に対応していただきますよう要望いたします。

記

1. 行方不明となっている方々の早期の捜索救助に全力を挙げること。
2. 飲料水、食料、医薬品、生活用品をはじめ、感染拡大防止用品等の必要な物資の確保・早期送達を行うこと。
3. 電気・上下水道等のライフラインや、道路・橋梁・鉄道等の交通インフラ、電話等通信インフラの早期復旧および孤立している地域の解消に全力を挙げること。
4. 災害対策基本法に基づく激甚災害の指定を早期に行うこと。
5. 膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早期に処理するため、早急に被災町村の負担費用について必要な財政上の措置を講じること。
6. 被災市町村におけるみなし仮設を含む仮設住宅の早期建設・確保、被災者の住宅の再建等に向け、全面的な支援を行うこと。
7. 農林漁業関係施設（田畠、園芸施設、漁港等）をはじめ、中小企業・小規模事業者等の甚大な被害に対する復旧支援とともに、グループ補助金等の適用や二重ローン対策等、被災生産者等に対し再建のための十分な支援を行うこと。
8. 被災者生活支援法について、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。
9. 児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする被災者的心のケアについて、万全な支援を講じること。
10. 普通交付税の繰上げ交付の対象地域の拡大を行うとともに、特別交付税による十分な財政措置を講じること。
11. 災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保並びに災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保を行うとともに、当該地方債に係る交付税措置の拡充を図ること。

12. 被災町村が今年度実施予定の補助事業・交付金事業・起債事業等については、当該町村の被災状況及び意向を踏まえた柔軟な対応を行うこと。
13. その他、被災町村の災害復旧及び被災者の一日も早い生活再建に向けて、迅速かつ万全の支援を行うこと。
14. 上記のそれぞれの関連項目については、新型コロナウイルス対策等の観点から、以下の点に留意して支援を行うこと。
 - (1)避難所等避難生活に対する必要な資器材や専門人材・ノウハウの提供
 - (2)地域外からの応援職員や災害ボランティア等に対する感染防止対策の支援、及び長期化も懸念される復旧・復興活動に対するきめ細やかな支援
 - (3)その他、被災町村において必要となる感染防止対策や感染者が発生した場合の万全の支援措置
 - (4)なお、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の取扱については、被災町村の被災状況や意向を踏まえた柔軟な対応を行うとともに、当該交付金本来の趣旨に鑑み、被災町村の災害復旧・復興等財源は別途確保すること
15. 社会経済活動の再興と再活性化に向け、地方の安全・安心な暮らしの実現と経済の回復を加速させるため、国土強靭化に資する社会基盤整備を前倒しで実施すること。

令和2年7月14日

全国町村会長

荒木泰臣